

太田川駅周辺地区
まちづくりニュース
1994.4

おおたがわ

Vol.
13



住むひとの 心を写す アンケート

平成6年4月
東海市都市開発部
中心街整備事務所

まとまる！ アンケート

昨年10月より、商業を中心とした土地利用を考えている区域に土地をお持ちの方を対象に、『土地利用アンケート』を実施させていただきましたが、その調査結果がまとまりましたのでここにご報告します。

なお、市街地再開発事業の予定区域については、土地利用アンケートに加えて『市街地再開発事業アンケート』をお願いし集計しております。

皆様のご協力により、ほぼ100%近い回収ができました。大変ありがとうございました。今後は、このアンケートを参考にしながら商業地域のまちづくりを考えていきたいと思ひます。

■ アンケート総括

1. 土地利用アンケート

- 配布数 211件
- 回収数 202件（回収率 96%）

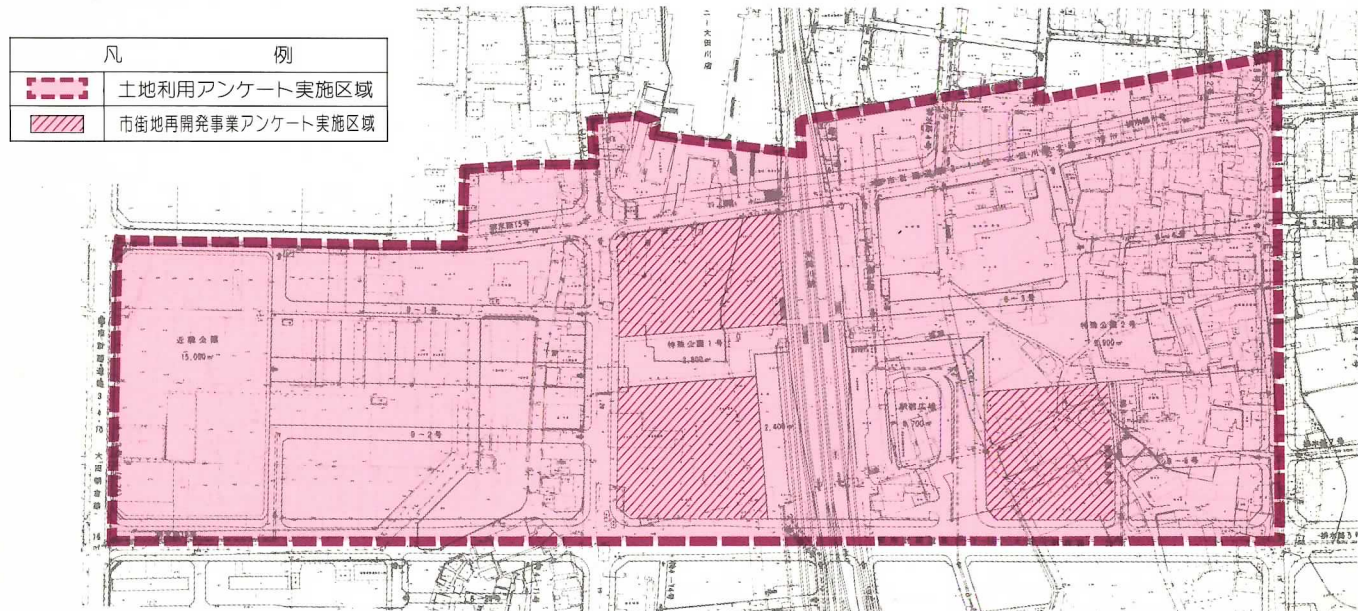
2. 市街地再開発事業アンケート

- 配布数 62件
- 回収数 57件（回収率 92%）

3. 配布期間及び回収期間

- 配布期間 平成5年10月22日～平成5年10月31日
- 回収期間 平成5年11月 1 日～平成6年 1 月31日

4. 調査地区の範囲

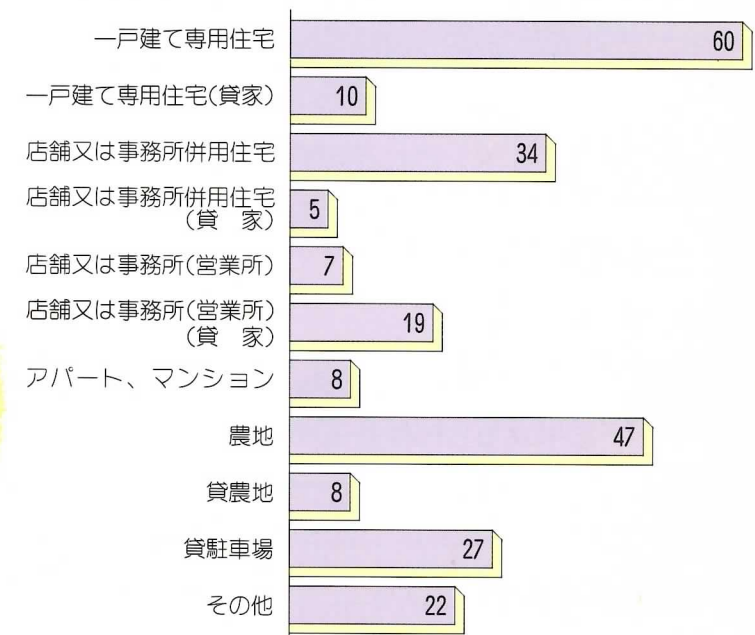


調査結果！！

■ 土地利用アンケート

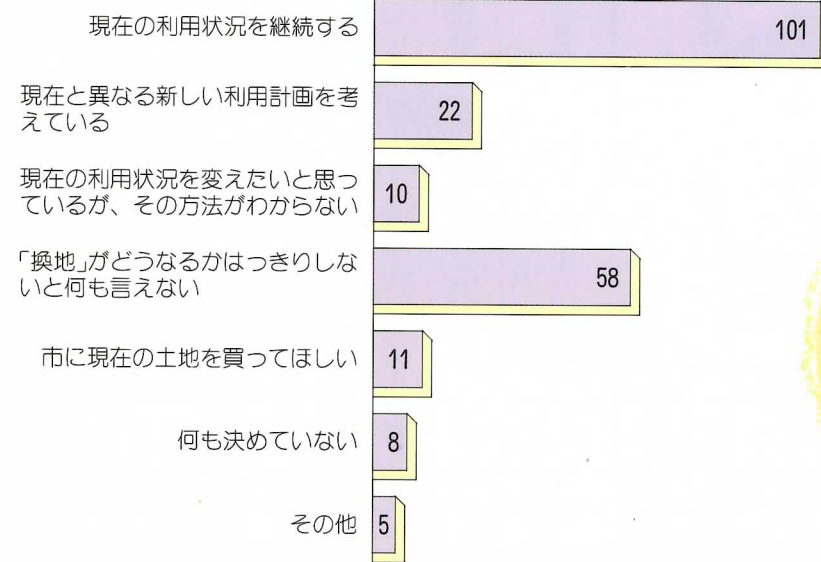
設問1 現在の土地利用についておたずねしました。（複数回答）

〔回答数：247件〕



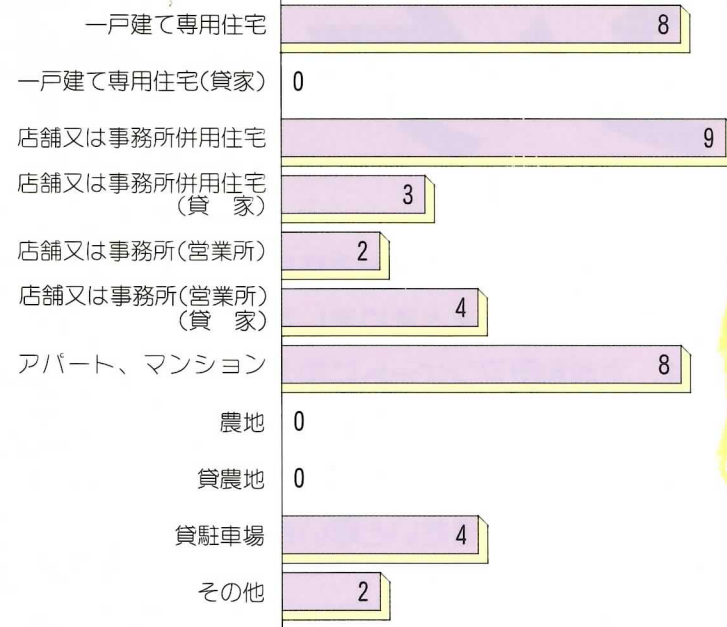
設問2 将来の土地利用についておたずねしました。（複数回答）

〔回答数：215件〕



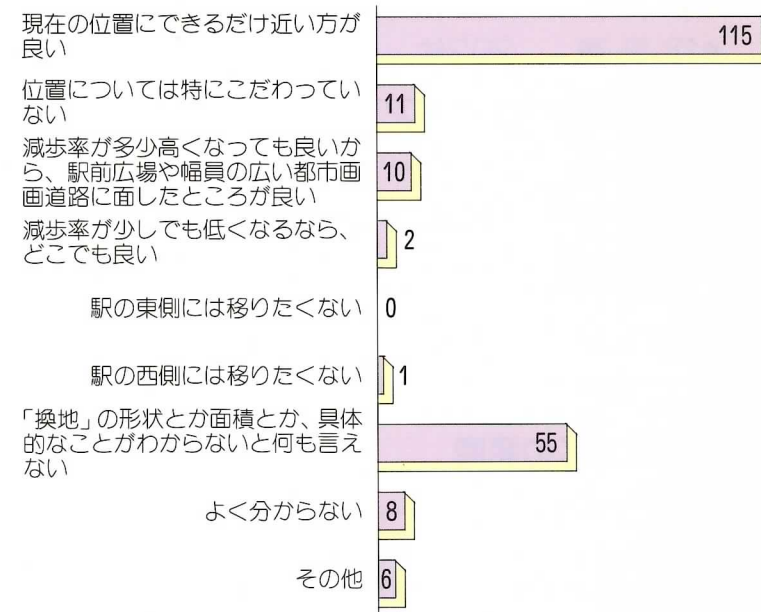
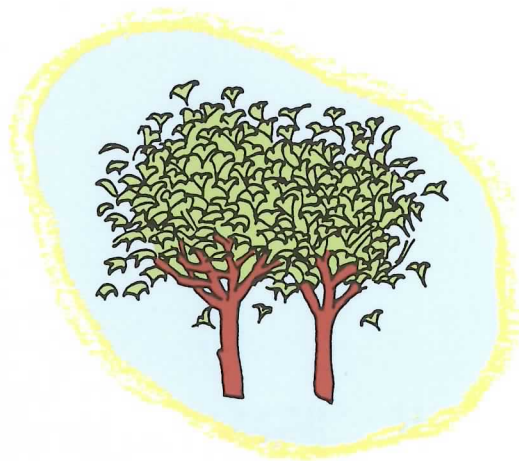
設問3 現在と異なる土地利用計画を考えている方に、将来の土地利用についておたずねしました。（複数回答）

〔回答数：40件〕



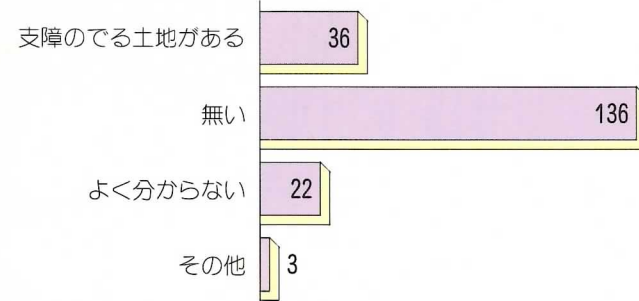
設問4 換地位置のイメージについておたずねしました。（複数回答）

〔回答数：208件〕



設問5・6 換地が離ればなれになると支障のでる土地についておたずねしました。

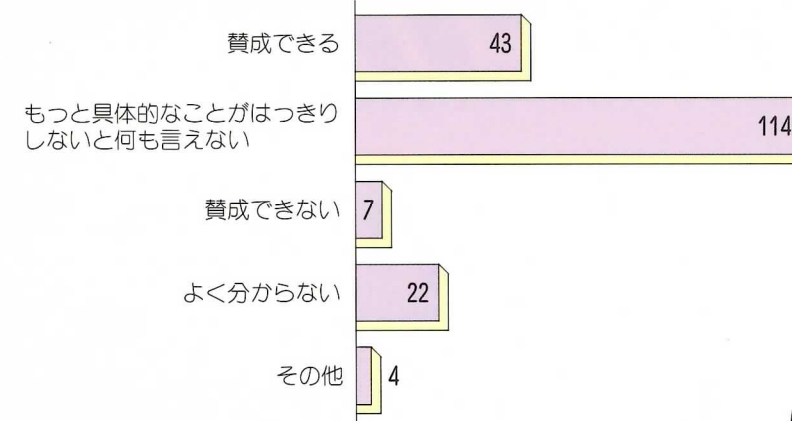
〔回答数：197件〕



注：あなたの土地に現在隣接する土地で、家族とか親族、共同経営者といったようにあなたの関係者の土地で、将来の「換地」が離ればなれになってしまうと支障のでる土地があるかどうかおたずねしました。

設問7 「申出換地制度」についておたずねしました。

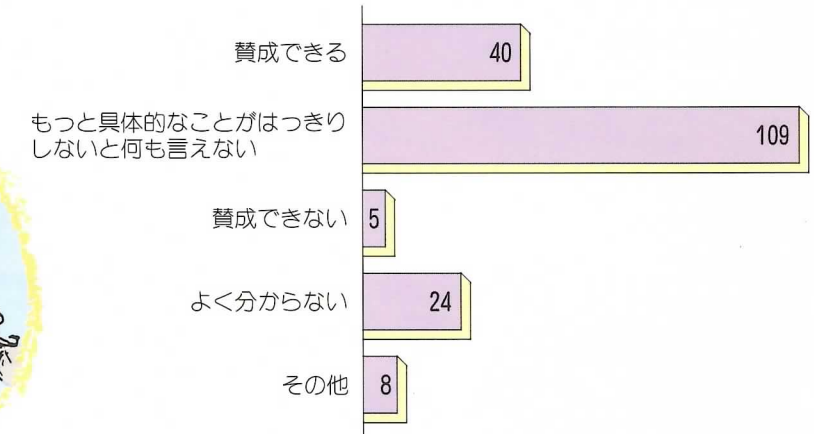
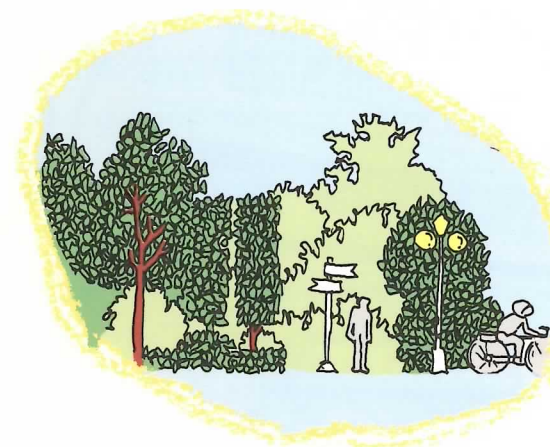
〔回答数：190件〕



注：「申出換地制度」とは、将来の土地利用計画が同じ意向の方々の申し出を受けて換地を定めることにより、計画的に街づくりを進める制度です。

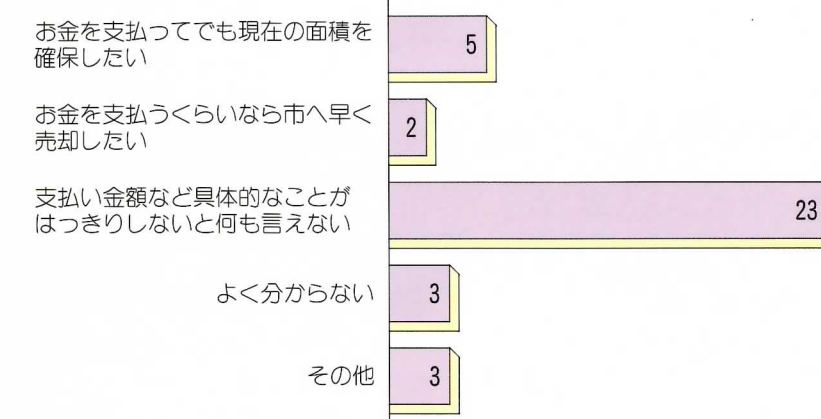
設問8 早い時期に整備する街区を定めて、そこへ申出換地制度にもとづき換地することについておたずねしました。

〔回答数：186件〕



設問9 過小宅地の換地についておたずねしました。

〔回答数：36件〕

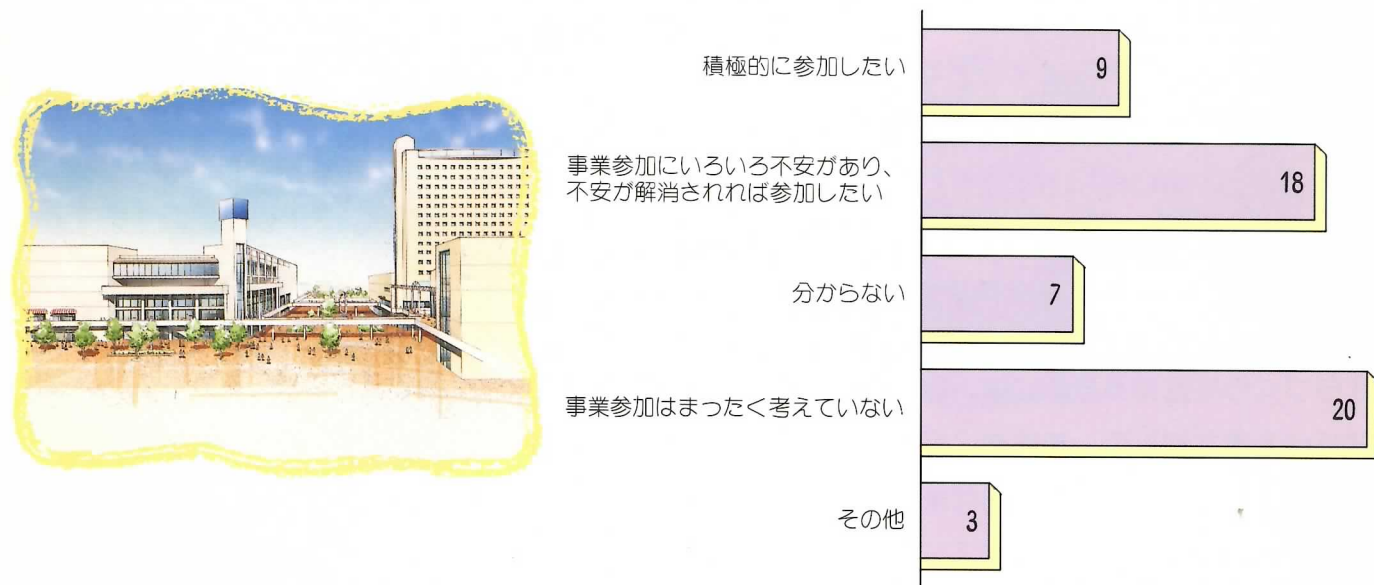


注：このアンケートで「過小宅地」とは、現在区画整理地区内の全域であなたがもつ土地の合計が125㎡未満で、減歩を差し引くと換地先で建物など収まらなくなる土地のことをいいます。

市街地再開発事業アンケート

設問1 市街地再開発事業への参加意欲についておたずねしました。

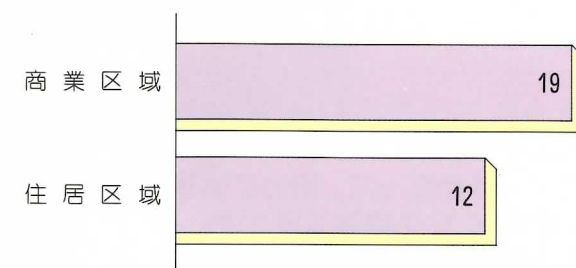
(回答数：57件)



設問2は再開発事業に参加する方の具体的な参加対象地をおたずねする設問のため、結果については省略させていただきます。

設問3 市街地再開発事業に参加されない方の換地希望先についておたずねしました。

(回答数：31件)



(注：再開発に参加しない方の土地は、再開発地区内に換地されることはありません。)



まちづくりのあゆみ

年	平成5年					平成6年	
月	2	3	10	11	12	2	4
内 容	● 第1回土地区画整理審議会 (2月2日) ● 第1回土地区画整理評価員会 (2月8日) ● 第1回審議会委員・評価員 合同先進地視察 (大分県日田市3月23・24日) ● 第1回審議会委員・評価員 ● 第1回審議会委員・評価員合同会議 (3月29日) ● まちづくりニュース「おおたがわ」第12号発行 ● 第2回審議会委員・評価員合同会議 (10月15日) ● 第2回審議会委員・評価員 合同先進地視察 (青森県弘前市11月25・26日) ● 第1回事業計画変更の決定公告 (12月20日)					● 第3回審議会委員・評価員合同会議 (2月22日) ● まちづくりニュース「おおたがわ」第13号発行	

■ 土地の立ち入りについてのお願い

平成5年度に行いました工事測量についてご協力いただきありがとうございました。

今後もやむを得ずみなさまの宅地に立ち入る場合もありますが、その時は前もってご通知いたしますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

■ 建築行為などされる方は、事前に市へご相談ください。

まちづくりを進めるためには、皆様のご協力が必要です。

建築や工事を無計画・無統制に行われますと、まちづくりの障害となるばかりでなく、計画的なまちづくりをすることができません。

施行地区内で、事業計画決定の公告の日（平成4年9月24日）から換地処分の公告の日までの間に、建築行為などをしようとするときは、県知事の許可が必要です。

施行地区内（64.3ha）で建築行為などをしようとする方は、事前に中心街整備事務所までご連絡ください。

■ 再開発事業に参画される方は、市へご相談ください。

土地区画整理事業の施行地区（64.3ha）のうち駅前地区（駅西第1・2街区、駅東第3街区）において市街地再開発事業（組合施行予定、土地区画整理事業との合併施行）を計画しております。

再開発事業に参画を希望される方は、中心街整備事務所までご連絡ください。



太田川駅周辺地区のまちづくりは、皆さんと市が一体となって、初めて実現可能です。
東海市の「表玄関」にふさわしい中心街づくりを推進するため、
皆さんの積極的なご参加とご協力をお願いします。

このニュースは、皆さんと市が一体となって
まちづくりをするための資料です。
大切に保存してください。

中心街整備事務所

TEL. 0562-33-7761

〒477 東海市高横須賀町御洲浜26番地の8